

平成27年度 UIJ ターンによる小規模事業者等の
事業承継支援事業

募集案内

平成27年4月

目 次

● 制度の目的	2
● 応募対象者	2
● 助成対象事業	2
● 助成金の交付条件・助成対象経費	2
● 応募の方法	3
● 助成事業の採択方法について	3
● 事業計画の評価基準について	3
● 助成事業者の義務	4
● 申請から助成金交付までの流れ	4
● 交付決定以降のスケジュールについて	4

● 制度の目的

本事業は、新潟県内の小規模事業者等が行う首都圏等からのU I Jターンによる事業承継（県外人材の外部招へいによる事業承継）の取組を推進することにより、県内小規模事業者等の事業承継を促進することを目的とします。

※「首都圏等からのU I Jターン」は、新潟県外の居住者が新潟県内に居住地を移転することをいいます。

● 助成対象者

県内の小規模事業者等で新たに1名を事業後継者候補として正規雇用し、企業内教育訓練（O J T）を実施しようとする者としてします。ただし、風俗関連営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主、暴力団と関わりのある事業主、当該事業申請日、または助成金交付決定日の時点で倒産している事業主は除きます。

※「小規模事業者」は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいい、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の事業者をいいます。

※なお、上記の小規模事業者に該当しない場合も、地域の拠点店舗である等、特段の事業がある場合は特例が認められることもありますので、先ずはご相談ください。

※「正規雇用」は、労働者の雇用形態、賃金体系などについて、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものをいいます。

※「事業後継者候補」は、県内の小規模事業者等が事業承継を目的として新たに雇用しようとする県外居住者のうち、当該事業者の役員の3親等以内の親族を除く者としてします。

● 助成対象事業

県内の小規模事業者等が行う首都圏等からのU I Jターンによる事業承継の取組のうち、事業後継者候補の求人活動、雇用及びO J Tにかかる事業計画に基づく事業であり、計画の実効性及び目標達成の可能性から適当と認められる事業としてします。

実 施 期 間	交付決定日から平成28年3月末
対 象 事 業 者	県内の小規模事業者等で新たに一名を事業後継者候補として雇用し、企業内教育訓練を実施しようとする者
助 成 率	① 求人活動に係る活動経費：10/10 ② 新規雇用に係る人件費：1/2
助 成 限 度 額	① 求人活動に係る活動経費：100万円 ② 新規雇用に係る人件費：250万円
雇 用 条 件	年間給与額：下限200万円

● 助成金の交付条件・助成対象経費

- ・助成金の交付時期は経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。
- ・求人活動費は、助成率10/10以内で100万円を上限に支援します。
- ・人件費は、助成率1/2以内で250万円を上限に支援します。

助成対象経費区分	内 容
求人活動経費	役務費、委託費、登録料 ※民間事業者等への登録料・成功報酬等の費用
人件費	報酬又は給与（賞与含む）

● 応募の方法等

- 秘密厳守で相談・応募を承ります。NICO から文書・電話等の連絡をする場合も、十分な配慮をもって行います（予めご相談ください）。
- なお、採択された場合も個社が特定される情報については一切公表しません。

1 申請書類の入手方法

申請書類は、NICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)から入手できます。

2 申請書類の作成・提出

以下の書類を作成し、(公財)にいがた産業創造機構(NICO)に提出ください。

・UIJターンによる小規模事業者等の事業承継支援事業費助成金交付申請書

※ まずは求人活動費を申請し、後継者候補の雇用が決定した後に人件費を改めて申請してください。

※ 後継者候補の雇用・OJTのみでも申請が可能です。

・事業計画書

・法人の方は、直近2期分の決算書の写し、個人事業主の方は所得税青色申告書の写し

(人件費を申請する場合)

・事業後継者候補が県外在住であることを証明する書類(住民票写し等)

・雇用契約書の写し(事業後継者候補として雇用することを明記)

・事業後継者候補の履歴書の写し

3 応募期間

平成27年4月30日(木)～平成27年12月28日(月) 17:00必着

※ 予算終了まで随時受け付けます

※ 提出方法は簡易書留による郵送または持参してください。

【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階

(公財)にいがた産業創造機構

経営支援グループ 創業・経営革新チーム

TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

● 助成事業の採択方法について

申請書受理後、NICO職員が必要に応じて訪問する等により事業計画の内容を確認した上で、審査を行い、計画の実効性及び目標達成の可能性等を考慮し採否を決定します。結果については、申請を受け付けた月の翌月末を目途に文書でお知らせします。

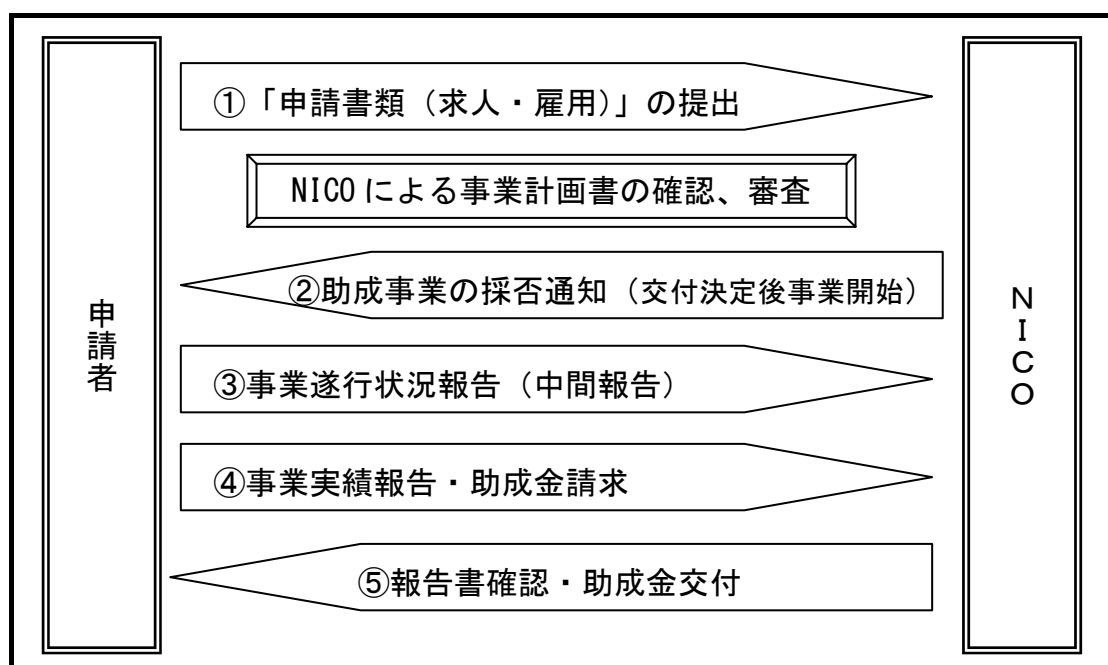
※ 不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

● 助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 5 助成事業の実施期間終了後5年間、NICOが助成事業の成果等につき調査する場合に、調査に協力すること。

● 申請から助成金交付までの流れ



● 交付決定以降のスケジュールについて

- 1 採否通知
助成金の採否の結果を申請者宛てに郵送にて通知します。
採択された場合、交付決定日から平成28年3月末日までが助成事業の実施期間となります。その間に契約、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のは助成対象外となりますのでご注意ください。
- 2 事業遂行状況報告書の提出
- 3 実績報告書の提出（事業の完了後）
事業終了後、支払い済の助成対象経費に関する支払証拠書類（契約書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。随時、現地調査を行います。
- 4 助成金の交付
助成金の交付は、助成対象経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。